



消防用設備点検

点検から報告まで

点検の内容と期間

■作業点検(6ヶ月に1回以上)

消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る)又は動力消防ポンプの正常な作動を消防用設備等の種類等に応じ、告示に定める基準に従い確認することです。

■外観点検(6ヶ月に1回以上)

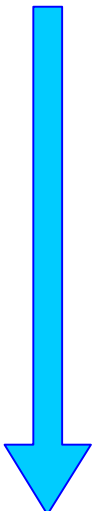
消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他、主として外観から判別できる事項を消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認することです。

■機能点検(6ヶ月に1回以上)

消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認することです。

■総合点検(1年に1回以上)

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認することです。



整備

不良箇所

●政令で定める消防用設備等の整備(軽微な整備は除く)は消防設備士で無ければできません。

整備

●法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票(ラベル)を消防用設備等の定められた位置に貼り付けます。

●点検済票(ラベル)は、斯都道府県消防設備保守協会に登録した点検実施者に交付されます。



●点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。

●報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、消防庁の告示で定められています。

点検済票(ラベル)の貼付

点検報告書の作成

報告の期間

●1年に1回

特定防火対象物

(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店)

●3年に1回

非特定防火対象物

(共同住宅、工場、事務所、倉庫、学校など)

報告先

●防火対象物関係者が、消防本部のある市町村は消防長又は消防署長へ、消防本部のない市町村は市町村長へ直接又は郵送(消防長又は消防署長が適当と認める場合)で報告します。

